

平成25年6月11日
復興庁

認定復興推進計画の変更認定について

平成25年5月29日付けで、岩手県から提出された認定復興推進計画（岩手第2号）の変更申請について、6月11日に認定します。概要は以下のとおりです。

記

● 岩手県産業再生復興推進計画の変更

①復興産業集積区域の追加

岩手県内の3市町（久慈市、大槌町、大船渡市）において、復興産業集積区域を新たに追加し、産業集積関係の税制上の特例措置（国税、地方税）を講じる。

②集積を目指す業種の追加

【対象区域】久慈市の復興産業集積区域

【集積を目指す業種】繊維工業

【対象区域】一戸町の復興産業集積区域

【集積を目指す業種】再生可能エネルギー供給関連産業

【対象区域】遠野市及び奥州市の復興産業集積区域

【集積を目指す業種】コンクリート製品関連産業

【対象区域】北上市の復興産業集積区域

【集積を目指す業種】コンクリート製品製造業

認定を受けた変更復興推進計画は、復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 前島、土手、坂口

TEL：03-5545-7234

岩手復興局 村田、五戸、高木

TEL：019-654-6607